

■平成29年度第12回（第280回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成29年12月13日（水）午後3時30分～午後4時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、松本副市長、教育長、都市戦略本部長、
総務局長、財政局長、総合政策監、環境局長

【議 題】 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定について及び
さいたま市災害廃棄物処理計画の策定について

< 提 案 説 明 >

第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定について及びさいたま市災害廃棄物処理計画の策定について、環境局から次のような説明があった。

- ・ 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定」及び「さいたま市災害廃棄物処理計画の策定」について、順次説明させていただく。

【第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定について】

- ・ これまでの検討経過について、昨年度までの状況として、平成24年3月に「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」を策定・公表し、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んできた。
- ・ 計画策定から5年が経過したことなどから、平成28年度に本市の附属機関である「さいたま市廃棄物減量等推進審議会」において、計画前期の総括及び中間評価と第4次計画の骨子の策定を行った。また、平成29年度は「同審議会」及び「局内検討委員会」において検討を進め、第4次計画の素案を作成したところ。
- ・ さいたま市一般廃棄物処理基本計画の位置付けについて、本計画は総合振興計画及び環境基本計画を上位計画として、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定する、本市の一般廃棄物処理に関する基本方針や施策を定めた計画である。
- ・ 国の指針では、目標年次を10年から15年先とし、概ね5年ごとに改定するほか、人口動態など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜、見直すものとされている。
- ・ 第4次計画策定の背景について、本市の一般廃棄物処理基本計画は、これまで3回の策定・改定を経ており、現行の第3次計画は平成24年度から33年度までの10年間を計画期間としている。
- ・ 今回、第3次計画を見直し、新たに第4次計画を策定するが、その理由は「市内人口の増加」と「災害廃棄物対策の必要性」の2点を挙げている。
- ・ 「人口の増加」については、第3次計画で「ほぼ横ばいで推移する」としていた推計に対して、計画前期の平成24年度から28年度までに約36,000人増加しており、

平成 28 年度実績では、推計値よりも約 56,000 人増加している。

- ・ 「災害廃棄物対策の必要性」については、近年、地震等の大規模災害により、各地で膨大な災害廃棄物が相次いで発生している。こうした状況を踏まえ、国は「災害廃棄物処理計画の策定」を都道府県及び市町村に義務付けていることから、本市としても対策を講じる必要がある。
- ・ 第 3 次計画の概要について、基本目標を、「ともに取り組み、参加する めぐるまち さいたまの創造」とし、市民・事業者・行政の 3 者が協働して「排出抑制・再使用・再資源化」のスリーアールに取り組むこととした。
- ・ 主な数値目標として、排出抑制の観点から「市民 1 人 1 日あたりの総排出量」と「市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」、最終処分に関する観点から「最終処分比率」を設定している。また、施設整備について、市内の処理施設を統廃合し、最終的には 4 ブロック 3 施設体制に移行することを掲げた。
- ・ 第 3 次計画の進捗状況について、先述の主な数値目標については、市民の適正な分別のほか、事業者によるリサイクルルートの普及に加え、容器包装の軽量化が進んだ効果もあり、すべて中間目標を達成することができた。
- ・ 第 3 次計画の課題について、先述のとおり市内人口は増加傾向にあり、推計値より約 56,000 人増加している。これに伴い、総排出量も平成 28 年度実績で推計値より、約 15,000 トン増加していることから、推計等を見直す必要がある。
- ・ 家庭ごみの有料化について、第 3 次計画では「中間目標の達成状況によっては、計画後期に市民意見等を勘案しつつ、有料化を再検討する」としていたが、中間目標を達成できていること、また、平成 28 年度に実施した市民意識調査の結果、反対が賛成を大きく上回っていることなどから、環境局としては、第 4 次計画の計画前期においても、有料化は導入しない方向で考えている。
- ・ 第 4 次計画の基本方針について、平成 27 年度国勢調査結果に基づき人口推計を見直したところ、本市の人口は平成 37 年度をピークに約 129 万 2 千人まで増加し、その後、緩やかに減少していく見込みとなっている。
- ・ この人口推計に基づく、ごみ発生量の将来推計は、平成 39 年度には「約 42 万 1 千トン」に達すると見込まれるが、新たな減量施策を実施することで、約 39 万 1 千トンまで減少させることを目標としている。
- ・ 目標達成に向け、新たに「食品ロス削減」を主要施策に位置付け、家庭系及び事業系双方のごみの削減に取り組むこととしている。
- ・ また、「災害廃棄物処理計画」を新たに策定し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制を構築する。
- ・ 第 4 次計画の施策体系について、基本目標は第 3 次計画のものを引き継ぐこととし、計画期間は平成 30 年度から 39 年度までの 10 年間とする。また、基本施策については、第 3 次計画のものに加え、「食品ロス削減」や「災害廃棄物対策」を新たに盛り込んだ。
- ・ 第 4 次計画の数値目標の指標については、第 3 次計画のものを継承する。なお、各数値目標は以下のとおり。

<市民 1 人 1 日あたりの総排出量>

中間年度の平成 34 年度までに平成 28 年度比で 4%、最終年度の平成 39 年度までに 7%削減

＜資源物を除いた家庭系ごみの市民 1 人 1 日あたりの排出量＞

中間年度の平成 34 年度までに 28 年度比で 6%、最終年度の平成 39 年度までに 12%削減

＜最終処分比率＞

中間年度の平成 34 年度までに 3.5%以下、最終年度の平成 39 年度までに 3.1%以下にする

- ・ 施設整備について、平成 36 年度中に「西部環境センター」と「東部環境センター」の 2 施設を統廃合し、サーマルエネルギーセンターの供用を開始し、4 ブロック 3 施設体制に移行する予定としている。
- ・ 今後の進め方について、都市経営戦略会議において了承を得た後、現在開会中の本定例会において素案を報告する。平成 30 年 1 月にパブリックコメントを実施し、その後、3 月には計画を策定し、公表したいと考えている。

【さいたま市災害廃棄物処理計画の策定について】

- ・ 計画策定の背景について、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、国は平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後、平成 28 年 1 月に「廃棄物処理法に基づく基本方針」を改正し、「災害廃棄物処理計画」の策定を都道府県及び市町村に義務付けた。
- ・ これを受け、埼玉県は平成 29 年 3 月に「埼玉県災害廃棄物処理指針」を策定したところ。
- ・ こうした動きを踏まえ、本市では「さいたま市廃棄物減量等推進審議会」及び「局内検討委員会」において、災害廃棄物処理計画の策定に向け検討を進め、素案を作成したところである。
- ・ 計画の位置付けについて、先述のとおり本計画は、平成 28 年 1 月に改定された「廃棄物処理法に基づく基本方針」により、策定が義務付けられた「災害廃棄物処理計画」を、国及び県の「災害廃棄物対策指針」に基づき、新たに策定するものである。
- ・ また、本市における計画の位置付けは、「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」と「さいたま市地域防災計画」の各計画を横断する形での位置付けとなっている。
- ・ 被害想定、災害により発生する廃棄物について、本計画における被害想定は、平成 26 年 3 月に見直した「さいたま市被害想定調査報告書」に基づき、さいたま市直下地震、市内全域が震度 6 弱以上、特に南西地域は震度 6 強以上とした。また、発生する廃棄物については、災害によって発生する廃棄物及び発災後の生活によって発生する廃棄物の 2 種類を想定している。
- ・ 災害によって発生する廃棄物は、主に家屋解体に伴う廃棄物となる。その発生量は、平時の約 11 年分に相当する 465 万トンと見込まれ、市有施設のみで処理することは不可能である。このため、埼玉県内外の市町村及び関係機関等との広域連携により、迅速かつ円滑に処理を進めていくこととしている。
- ・ 発災後の生活によって発生する廃棄物については、主に避難所ごみや仮設トイレによるし尿が挙げられる。そのうち避難所ごみについては、収集場所の変更に伴う収

集体制の混乱が想定される。また、し尿については、断水に伴い、処理量は平時の約 4.5 倍になると見込んでいる。

- ・ 処理の基本方針と組織体制について、災害廃棄物の処理に当たっては、安全の確保をはじめとする、6つの方針に基づき取り組む。なお、処理が長期化する場合は、埼玉県と協議のうえ、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し対応する。
- ・ また、組織体制については、「さいたま市地域防災計画」に基づき、7班体制で処理に当たるとともに、庁内連携をはじめ、関係行政機関や民間事業団体、市民、NPO 法人等と連携を図りつつ、円滑な処理を推進する。
- ・ 処理スケジュールについて、災害廃棄物の処理は、阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の震災においても3年で完了していることを踏まえ、本計画においても3年間を目標とし、想定スケジュールを作成している。
- ・ 災害廃棄物の処理について、先述のとおり、家屋の解体等に伴う廃棄物が465万トン発生する見込みであり、市の処理施設だけでは処理しきれないため、広域連携の視点で取り組むこととしている。
- ・ また、災害廃棄物を一時的に保管しておく仮置場は、現在、「さいたま市地域防災計画」において、10ヶ所、合計で20.4ヘクタールに相当する候補地を位置付けている。一方、本計画においては、発生するごみ量に基づき推計した結果、仮置き場に必要面積は38.8ヘクタールとなった。この結果、現状の充足率は53%となっていることから、今後、新たな候補地を調査・選定することとしている。
- ・ 広域連携の視点について、本項目については今年度、環境省モデル事業の採択を受け、関東圏域における災害時の対応力向上を目的に、現在、検討を進めているところである。そのため、現時点の方向性を説明させていただく。
- ・ 平時については、埼玉県全体で災害廃棄物対策を推進していくため、環境省や埼玉県と連携することで、本市が蓄積した知見やノウハウを県内市町村と共有することを想定している。
- ・ 災害時については、鉄道路線や道路網が結節する東日本における交通の要衝という、本市の立地特性を踏まえ、関東圏域の応援拠点として支援していくことを想定している。
- ・ 今後の進め方について、都市経営戦略会議において了承を得た後、現在開会中の本定例会において素案を報告する。平成30年1月にパブリックコメントを実施し、その後、3月には計画を策定し、公表したいと考えている。

< 意見等 >

【第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定について】

- ・ 計画の推計人口は、総合振興計画と合わせているのか。
- 本計画における推計人口は総合振興計画と同じ考え方で算出している。なお、総合振興計画の推計人口は平成22年国勢調査の結果に基づいているが、本計画は平成27年国勢調査の結果に基づいたものとなっている。
- ・ 推計人口は5年に1度の国勢調査人口を基にした推計であるため、毎月の住民基本台帳人口とは差が発生すると思われるが、推計人口も住民基本台帳人口を基にすべ

きではないのか。

- 国は人口の推計について国勢調査人口を使用していること、また、他都市の計画における推計人口についても国勢調査人口を使用しており、推計人口については国勢調査人口を使用することが一般的であると考える。
- ・ 国勢調査人口は住民基本台帳人口に比べて、居住実態に即しているという認識でよいか。
- お見込みのとおり。
- ・ 処理施設について、計画では人口増加を見込んでいるものの、施設数を4から3に減らし、処理能力も低下しているが、処理能力に不足が生じるなどの問題はないのか。
- 人口増加も踏まえ、処理能力を算定しているため対応可能であると考えている。
- ・ 家庭ごみの有料化は導入しないとのことだが、今後も検討しないということか。
- 第4次基本計画の計画前期（平成30年～平成34年）においては、有料化を導入しないとしたものである。そのため、今後の計画目標の達成状況によっては、有料化の検討は行う。
- ・ 市民1人1日あたりの総排出量について、これまでの施策によって、ごみの組成分析の結果はどのように変わってきているのか。また、さらに減量できるものはあるのか。
- 小型家電のリサイクルが進んだ結果、電子機器などの量が減少している。また、紙類のごみが多いため、更なる資源化が可能と考えている。
- ・ 新たに食品ロス削減に取り組むとのことだが、市民1人1日あたりの総排出量ではどの程度の割合を占めているのか。
- 市民1人1日あたり約30gと想定している。

【さいたま市災害廃棄物処理計画の策定について】

- ・ 広域連携の視点について、災害時はさいたま市が廃棄物を受け入れるということか。例えば、東京都のごみ処理の一部を受け入れるということもあり得るのか。
- 今回提示しているイメージ図は、さいたま市が受け入れることを想定して作成している。被害の状況によるが、東京都のごみを受け入れることはあり得るものと考える。
- ・ 災害の状況によっては、さいたま市が支援を受ける必要性もあるのではないかと。
- 本市の被災状況によっては、支援を受けることも想定している。
- ・ 仮置場について、洪水調整池を使用することとなっているが、水害時には使用不可能となるのではないかと。
- 仮置場候補地としている調整池は、現時点で常時水をためているものではないため使用は可能と考えているが、気象条件も含め、その時々状況を踏まえ使用の優先順位を決めていくことで対応したい。
- ・ 仮置場の使用期間はどの程度を想定しているのか。
- 発災後、6カ月後から3年後の概ね2年半を想定している。
- ・ 仮置場が不足しているとのことだが、新たな候補地は市内で探すということか。
- お見込みのとおり。

< 結 果 >

- ・ 環境局発議の第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定について及びさいたま市災害廃棄物処理計画の策定については、原案のとおり了承とする。

< 会 議 資 料 >

- (資料1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の策定について
- (資料2) さいたま市災害廃棄物処理計画の策定について